

特定非営利活動法人
心豊かな家庭環境をつくる広島 21

定 款

平成 18 年	8 月	10 日	制定
平成 19 年	5 月	23 日	改正
平成 21 年	8 月	10 日	改正
平成 23 年	10 月	5 日	改正
平成 25 年	9 月	30 日	改正
平成 30 年	6 月	16 日	改正
令和 3 年	6 月	26 日	改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 心豊かな家庭環境をつくる広島 21 という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を広島市中区河原町 7 番 2 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、市民参加と相互扶助の精神のもと地域の市民・家庭に対し、心豊かな家庭環境づくりに資する各種地域づくり活動を行い、もって、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ア 家庭環境づくりに関する調査・研究事業
 - イ 家庭環境づくりに関する普及・啓発事業
 - ウ 家庭環境づくりに関する相談事業
 - エ 青少年に社会参画・社会体験の場を提供する事業
 - オ 青少年の地域行事への参画を促進する事業
 - カ その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (2) その他の事業
 - ア バザー等による物品の販売等の事業
 - イ 葬儀式等の普及・啓発事業
- 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条この法人の会員は、次の 3 種とし、個人会員及び法人会員（以下「正会員」という。）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人、世帯及び任意の団体
 - (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参画する株式会社その他の法人
 - (3) 特別会員 この法人の活動を推進する上で特に協力・支援を求める個人及び株式会社その他の法人
- (入 会)

第 7 条正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 理事長は、特別会員として入会を求めるときは、理事会の承認を得てこれを行うものとする。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し又は世帯若しくは団体が消滅したとき
 - (3) 法人が消滅したとき
 - (4) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
 - (5) 除名されたとき
- (退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 20 人以内
- (2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限る、第 1 項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決

により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問3人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、法人の運営に関して理事長の諮問に答え又は理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局及び職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき
- (招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印、又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第34条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事総数の3分の2以上が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印、又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事総数の3分の2以上が書面により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した団体に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則(省略)

(参考) 設立以来の重要事項

- (1)平成18年8月10日 定款制定
設立の認証（広島県知事）
事務所開設 広島市中区光町一丁目12番7号
- (2)平成18年8月21日
設立登記（広島法務局）
- (3)平成19年5月23日 定款改正（県知事へ届出）
事務所の移転：広島市中区河原町7番2号
＊ 移転届けを5月23日に県知事に提出
（定款の軽微な変更に応じ届出のみ。認証を受ける必要なし）
- (4)平成20年5月26日 会費の改定（総会議決）
法人会員「年会費5,000円」を「年会費1口10,000円」
- (5)平成21年5月25日 会費の改定（総会議決）
個人会員「年会費1,000円」を「年会費1口2,000円」
- (6)平成21年8月10日 定款改正・副理事長定数（県知事認証）
第13条2項「理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする」を「理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする」
- (7)平成23年10月5日 定款改正・理事定数（市長認証）
第13条「(1)理事15人以上20人以内」を「(1)理事15人以上25人以内」
- (8)平成25年9月30日 定款改正・議決方法ほか（市長認証）
・改正NPO法の施行に合わせて、「収支予算」を「活動予算」、「収支決算」を「活動決算」と読みかえる
・書面表決により理事会の議決があったものとみなす規定を新設（第37条3項、第39条3項）
- (9)平成30年6月16日 定款改正・公告の方法（市長へ届出）
- (10)令和3年6月26日 定款改正・理事定数（市長認証）
第13条「(1)理事15人以上25人以内」を「(1)理事10人以上20人以内」

第56条に但し書きを追加し、貸借対照表の公告はホームページに掲載して行う。